⑹　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
⑺　厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
⑻　過去１年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。
※労働基準関係法令については以下のとおり。
労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法
⑼　過去１年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
⑽　その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒100―8916 東京都千代田区霞が関１―２―２　厚生労働省労働基準局労災管理課経理係　松本　電話　03―5253―1111（内線5445）
メールアドレス　rousai-keiri@mhlw.go.jp
⑵　入札説明書の交付方法　本公告開始日から令和５年８月25日（金）までの間、郵送又は電子メールにて対応する。
郵送での交付を希望する場合は、返信用封筒と担当者の連絡先が分かる物（名刺等）を同封のうえ上記⑴の宛先まで送付すること。
電子メールでの交付を希望する場合は、同様に上記⑴まで電子メールにて交付希望の旨連絡すること。
交付の申込みは、期限までに到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとし、期限内の送付がなかったものとみなす。
⑶　入札書の受領期限　令和５年８月28日16時00分
⑷　入札書の提出方法　入札書の提出に当たっては、原則、電子調達システムで行う。
なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。紙入札方式の場合、提出する場合は封筒に入れ、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、あて名（支出負担行為担当官厚生労働省労働基準局労災管理課長あて）及び「令和５年８月29日開札［令和５年度厚生労働省労働基準局労働基準監督官等男女作業服（全局配布分及び次年度新規採用監督官分）の購入］入札書在中」と朱記しなければならない。
再度入札となることも考慮し、必要に応じて複数枚の入札書を提出する（封筒に、必要事項の他、何回目の入札書であるかを必ず明記する。）。
⑸　開札の日時　令和５年８月29日11時10分
応札者は立ち会わないこととし、入札結果については応札者全員にメールや電話等で連絡する。

4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この入札に参加を希望する者は、上記２の競争参加資格を有することを証明する書類を令和５年８月28日10時00分までに３⑴記載の担当者宛に提出しなければならない。ただし、競争参加資格⑾については、この限りではない。
また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類と合わせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。⑶の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった場合は、当該者の入札を無効とする。
⑸　担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。また、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。
⑹　契約書作成の要否　要
⑺　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑻　手続きにおける交渉の有無　無
⑼　その他　詳細は入札説明書による。

5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Matsunaga Hisashi, Director, Worker's Compensation Administraion Division, Labour Standards Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare
⑵　Classification of the products to be procured : 7
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Working-wear for labor standards inspector and others
⑷　Term of a contract : From August 29, 2023 through March 12, 2024
⑸　Delivery Place : The place specified by the contracting entity.
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures, Supplier eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Persons under Conservatorship or persons under Assistance who have obtained the consent necessary for concluding a contract May be applicable under cases of special reasons within the said clause.
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
③　have Grade A or B or C, on "Manufacture of product" in terms of the qualifications for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year of 2022, 2023 and 2024.
④　For bidders subject to the following insurance system of each item, and it is not in arrears either of insurance premiums (2 insurance year about e and f) for the last two years of the bid submission deadline of this bid :
a　Welfare annuity insurance
b　Health insurance (the thing wicth association of national health insurance has jurisdiction over)
c　Seamen's insurance
d　National pension
e　Worker's compensation insurance
f　Unemployment insurance
⑤　prove to have no false statement in tendering documents.
⑥　prove neither the business condition nor credibility is considerably deteriorating.
⑦　Do not go out of Ministry of Health Labour and Welfare about duties during a period taking a nomination stop.
⑧　Not received any administrative sanctions for violation of the Laws and Regulations under the jurisdiction Ministry of Labour, Health and Welfare within 1 year. However, this shall not apply in the case where the supplier took corrective actions and received "Notification of withdrawing for the order of suspension of use" after received an order of suspension of use by Labour Standard Inspection Administration, due to violation of the Labour Standard related laws and regulations (*).
(*)　Labour Standards Law, Industrial Safety and Health Act, Minimum Wage Act, Act on Securing the Payment of Wages, Industrial Homework